
第54号 2013年2月15日

税制懇ニュース

発行所

全国税制懇話会

〒169 東京都新宿区百人町 1-16-18

-0073 センチュリービル 2F

東京税財政研究センター内

☎03(3360)3871 FAX03(3360)3870

税制懇 2013年 春季全国研究集会・第25回総会

4月14日(日)～15日(月)

浜名湖館山寺温泉「時わすれ開華亭」で お待ちしております

メイン講演は南山大学 榊原秀訓教授

「自治体ポピュリズムを問う」

全国税制懇話会の「2013年春季全国研究集会」(兼第25回総会)は、東海ブロックの骨折りで館山寺温泉「時わすれ開華亭」で開催します。

メイン講演は、南山大学法学部・榊原秀訓(ひでのり)教授による「自治体のポピュリズムを問う」です。橋下大阪市長らが率いる日本維新の会、河村名古屋市長の減税日本などに対して、どのように話されるのか期待が膨らみます(榊原教授のご紹介は2面に)。

「開華亭」は税制懇で過去に利用したこともあり、温泉も評判の宿です。多数の参加をお待ちしています。

【開催概要】

日時 4月14日(日)12時受付・13時開会

4月15日(月)12時終了

場所 静岡県浜松市西区館山寺町412

「時わすれ開華亭」 電話 0120-03-0208

会費 全日程参加(宿泊・懇親会込) 19,000円

宿泊なし・懇親会参加 14,500円

ルーム・チャージ

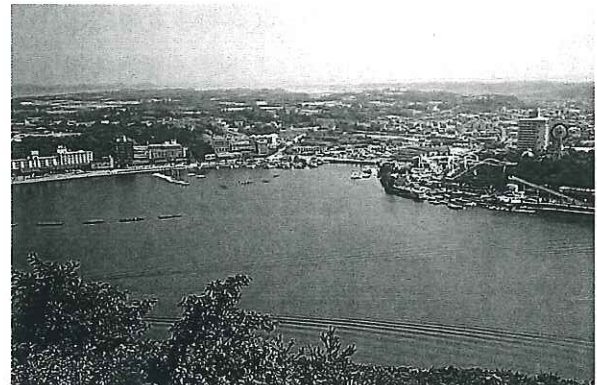
(1人部屋、2人部屋) 5,000円加算

*主な開催スケジュール

- 1日目 13:00 25年税制改正について
14:10 調査手続の諸問題
15:00 メイン講演「ポピュリズムを問う」(南山大学榊原秀訓教授)
18:00 夕食・懇親会
- 2日目 09:00 新調査手続・現場からの報告
10:10 増税消費税法と実務
11:20 第25回総会
12:00 全日程終了

【会場へのアクセス】

新幹線等の場合は「JR浜松駅」下車。同駅バスターミナルの①番乗り場、遠州鉄道バス「館山寺温泉行き」に乗車、「浜名湖パルパル」にて下車、徒歩1分程度で「開華亭」です。



浜名湖館山寺温泉 = 楽天トラベル(株)提供 =

広島での全国理事会、秋季研究集会 のご報告…………… 2012年10月13、14、15日

青木・小田川体制のデビュー

税制懇 2012 年秋季研究集会は、10月14日～15日、「KKR 広島」で開催されました。この集会在、同年4月、奈良の総会で新たに選出された青木輝光理事長、小田川豊作事務局長のデビューの場となりました。



中国ブロックの皆さんのご尽力に感謝

広島研究集会で印象に残るのは、盛り上がった交流集会です。地元の皆さんのご尽力により、超おいしい地酒をたっぷりふるまっていたいただき、これが潤滑油となり、本当にうちとけた交流会にな

りました。石原筆頭理事はじめ中国ブロックの皆さんのご尽力に、この紙面にてあらためて感謝申し上げます。次第です。

山本先生健在ぶいアピール

研究集会では、税制懇専属の山本守之先生（日本税務会計学会顧問）が「判決・裁決から見た法解釈基準、消費税の今後」と題する講演を行い、健在ぶりをアピールしました。

このほか、「税務現場からの報告」（全国税役員）、「カナダ税制視察報告」（東京・浅井優子会員）、会員の実践報告として、「新通則法の試行税務調査」（近畿・堂本会員）、「徴収行政の在り方について」（東京・角谷啓一会員）、「更正を予知しない修正申告」（東京・本川國雄会員、石塚幹雄会員、岡田俊明会員）、「事業所得か給与所得か」（東京・岡田俊明会員、本川國雄会員）など、有益な報告・成果発表等が行われました。

（3面中段へ続く）

※ 東京の実践報告「更正を予知しない修正申告」をさっそく実際の調査に活用し、納税者の利益を守った実例が税制懇事務局に届きました（4面に掲載）。

メイン講師のご紹介

氏名 榊原 秀訓（さかきばら ひでのり）
所属 南山大学法学部法律学科・法科大学院教授
専攻 行政法

<主要著書・論文等>

「住民参加のシステム改革」（共著、日本評論社、2003年）、「イギリスの市場化テストと日本の行政」（共著、自治体研究社、2006年）、「アクチュアル行政法」（共著、法律文化社、2010年）。

直近の著書として、「自治体ポピュリズムを問うー大阪維新改革・河村流減税の投げかけるもの」（編著、自治体研究社、2012年）があります。

～ことしの実践・海外研修旅行～

タイ 六日間

6月4～9日 日本企業等の実情視察と観光

今年の税制懇の実践・海外研修旅行は、日本企業の進出著しい「タイ」です。2013年6月4日（火）から9日（日）までの6日間の旅程です。

メインは、タイに進出している日本企業の実情を視察し、同国の税制・税務行政を見聞することですが、バンコク、チェンマイ又はパタヤ等の観光もしっかり行います。詳細な内容及び申込書は、同封のチラシをご覧ください。15名の定員に充足次第締め切りとなりますので、お早めにお申し込みください。

広島での全国理事会に31名

広島研究集会に先立って10月13日現地で開催した全国理事会には、31名が参加しました。ここでは、「東京税財政研究センターでは『差押え』を出版、『労働組合と税金』の改訂版を予定している。今の税務行政は、そうしたことを必要とする情勢」（東京・永沢）、「近畿では研究所への結集が主流で、税制懇は少ない。しかし、交流の場は大切。H・Pも充実させてほしい」（近畿・志方）、「女性税理士の支援ということも視野に入れてほしい」（東京・浅井）など活発な議論が行な



守之先生健在

われました。

こうした議論を受けて、ニュースの改善、H・P更新の頻度アップと内容の改善、交流会の在り方の検討、当面の研究集会、海外視察の具体化、「差押え」の販売促進等について、常任理事会を中心に取り組んでいきます。

「差押え」普及へのお礼とお願い

「差押え」の普及に際し、全国の税制懇筆頭理事はじめ会員の皆さんにご無理をお願いし、多大なご協力をいただき、感謝申し上げます。

お陰様にて初版の3千冊は完売の運びとなり、1月に2千冊を増冊し、いま、さらなる普及に努めているところです。滞納事例を見聞きすればするほど、この本の必要性を感じています。引続き「差押え」普及へのご協力お願い致します。

副理事長 福田悦雄（東京ブロック）

税制懇：現在の会員数 会員を増やしましょう

本年1月24日現在の会員数は次のとおりです。もう一回り、会員を増やしましょう。

北海道	21名	東北	15名
関信	31名	東京	78名
東海	16名	近畿	43名
北陸	9名	中国	9名
四国	6名	九州	6名
沖縄	5名	合計	239名

やっぱり違う、税制懇の研修会

実践で活用し、しっかり成果

3面に昨秋の広島集会の概要を掲載したとおり、東京ブロックの実践報告（更正を予知しない修正申告）が、さっそく実際の調査の中で活かされ、「成果」をあげたという嬉しい便りが税制懇事務局に届きました。以下、近畿ブロックの堂本会員からの報告です。

調査の着手時期と加算税の賦課決定

近畿ブロック 堂本道信

2012年11月、顧問先A医療法人に反面調査があった。12月15日事前通知があった。

事前通知の内容は、「Aの現地調査をしたい。再調査もしたい。調査日程は、2013年1月〇日ですので、日程を確認して返事を下さい。この電話は、法人にも伝えますが、返事は税理士を通じてください。日程が確定したら、国税通則法に記載のある調査手続について申し上げます」というものであった。

当事者としては、法人と日程を確認したうえで変更を申し出て、10日間ほど調査日程を日延べした。

そこで、年明け早々、調査対応のため代表者に事前確認を行なった。こんどの事例は、反面調査があったから急遽調査対象に選定されたようなので、代表者に対して、「何か私（税理士）に話していない内容、又は、隠しごと、決算に際して開示していない情報はありますか。税務署は再調査をしようと言っていることから、きっと、反面調査に連動していますよ。私の経験だと、想定ですけど、設備投資に絡んでリベートが払われている。申告に雑収入が計上されていませんが、実際、もっていないませんか」と質した。

「もっていない」などの返事があったので、「わかりました。税務署の出方を見ましょう」と、話がまとまりかけた後、何気なく「ところで、調査日の初日、都合が悪かったのは何故ですか」と質したところ、「先生に報告してなかったけれど、二年前から往診に行ってる所への往診日なんです」との返事。

わたし 「エッ、それは売り上げに計上されていますか」

代表者 「してへん、ネットバンクで入金してもらてる」

わたし 「ネットバンクの取引は税務当局が監視していますよ」



こんな会話が交わされ、修正申告をすすめた。

そこで、「事前通知があってから修正申告を行ったとしても、それは調査を予知した修正ではないので、加算税が賦課されない『自主的修正』扱いとなる」（後部の〔注〕参照）という税制懇広島研究集会（2012年秋）での実践報告（東京ブロック本川、石塚、岡田会員）を思い出した。

調査着手後、自主修正の話をした。担当官は、すかさず、「事前通知後の修正は調査を予期した修正だから、加算税がかかります」と、想定内の返事がきた。そこで、「よく勉強してね、確か平成12年の事務連絡で事前通知後の修正申告の解釈について、注書き表示で該当しないと書いてあるよ。見といてね」で一件落着。

再調査については、予想が当たった。調査官はリベートが支払われている、と言うが、本人がリベートをもらっていないと主張して、現在も調査中である。

〔注〕平成12年7月3日付、国税庁長官通達「法人税の過少申告加算税及び無申告加算税の取扱いについて」参照

〈お詫びと訂正〉

前号の役員紹介で紹介もれがありました。

「副理事長 本川國雄」です。

お詫びして、訂正いたします。